

投資の促進、円滑化及び保護に関する日本国政府、大韓民国政府
及び中華人民共和国政府の間の協定

投資の促進、円滑化及び保護に関する日本国政府、大韓民国政府及び中華人民共和国政府の間の協定

日本国政府、大韓民国政府及び中華人民共和国政府は、

日本国、大韓民国及び中華人民共和国（以下この協定において「全締約国」という。）の間の経済関係を強化するために投資を更に促進することを希望し、

一 の締約国の投資家による他の締約国の領域内における投資のための安定した、良好なかつ透明性のある条件を作り出すことを意図し、

投資の相互の促進、円滑化及び保護並びに投資の漸進的な自由化が、事業に係る投資家の自発的活動を促進することに貢献し、及び全締約国間の一層の繁栄をもたらすこととなることを認識し、

一般に適用される健康上、安全上及び環境上の措置を緩和することなしに、これらの目的を達成することが可能であることを認識し、

投資家がその領域内で投資活動を行っている締約国の法令であつて、経済、社会及び環境政策の進歩に寄与するものを当該投資家が遵守することの重要性を認識し、

世界貿易機関設立協定その他の協力に関する多数国間の文書に基づく権利及び義務を想起して、次のとおり協定した。

第一条 定義

この協定の適用上、

- (1) 「投資財産」とは、投資家が直接又は間接に所有し、又は支配する全ての種類の資産であつて、資本その他の資源の約束、収益若しくは利得についての期待又は危険の負担等の投資としての性質を有するものをいう。投資財産の形態には、次のものを含む。
 - (a) 企業及び企業の支店
 - (b) 株式、出資その他の形態の企業の持分（その持分から派生する権利を含む。）
 - (c) 債券、社債、貸付金その他の債務証券（その債務証券から派生する権利を含む。）
 - (d) 契約（完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約を含む。）に基づく権利
 - (e) 金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権であつて、投資に関連するもの
 - (f) 知的財産権（著作権及び関連する権利、特許権並びに実用新案、商標、意匠、集積回路の回路配置、

植物の新品種、営業用の名称、原産地表示又は地理的表示及び開示されていない情報に関する権利を含む。

(g) 法令又は契約により与えられる権利（例えば、特許、免許、承認、許可）

(h) 他の全ての資産（有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わない。）及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他の関連する財産権

注釈 投資財産には、投資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料を含む。投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。

(2) 「締約国の投資家」とは、当該締約国の自然人又は企業であつて、他の締約国の領域内において投資を行うものをいう。

(3) 「締約国の自然人」とは、当該締約国の関係法令によりその国籍を有する自然人をいう。

(4) 「締約国の企業」とは、営利目的であるか否かを問わず、また、民間又は政府のいずれが所有し、又は支配しているかを問わず、当該締約国の関係法令に基づいて設立され、又は組織される法人その他の事業

体をいい、会社、社団、信託、組合、個人企業、合併企業、団体及び組織を含む。

注釈 企業の支店は、それ自体を一の企業とはみなさない。

- (5) 「投資活動」とは、投資財産の経営、管理、運営、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいう。
- (6) 「自由利用可能通貨」とは、国際通貨基金協定に定義する自由利用可能通貨をいう。
- (7) 「ICSID条約」とは、千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約をいう。
- (8) 「UNCITRAL仲裁規則」とは、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則をいう。
- (9) 「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。
- (10) 「ICSID追加的制度規則」とは、投資紛争解決国際センターの事務局が手続を実施するための追加的な制度を規律する規則をいう。

第二条 投資の促進及び保護

1 各締約国は、他の締約国の投資家による投資が自国の領域内において行われるための良好な条件を醸成

する。

2 各締約国は、関係法令（外国人による所有及び支配に関するものを含む。）に従って権限を行使する自国の権利を留保の上、他の締約国の投資家による投資を許可する。

第三条 内国民待遇

1 各締約国は、自国の領域内において、投資活動に関し、他の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 1の規定は、これに適合しない措置であつて、この協定の効力発生の日において各締約国が自国の法令に基づいて維持しているものがある場合には、当該措置及びその改正又は修正については、適用しない。ただし、当該措置の改正又は修正については、当該改正又は修正の直前における当該措置と1の規定との適合性の水準を低下させない場合に限る。

許可された投資に対して与えられる待遇は、いかなる場合にも、最初に投資が行われた時点において与えられた待遇よりも不利なものであつてはならない。

3 各締約国は、2に規定する適合しない措置がある場合には、全ての当該措置を漸進的に撤廃するための

あらゆる適切な措置をとる。

注釈 中華人民共和国は、自国の2に規定する措置が、千九百八十八年八月二十七日に北京で署名された投資の奨励及び相互保護に関する日本国と中華人民共和国との間の協定の第三条2及び議定書3の規定に適合しないものでないことを確認する。

第四条 最恵国待遇

1 各締約国は、自国の領域内において、投資活動及び投資の許可に関連する事項に関し、第二条2の規定に従い、他の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三の締約国の投資家又は非締約国の投資家及びそれらの投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 1の規定は、各締約国が、次のいずれかのものの当事国であることに伴う特恵的な待遇を、他の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。

(a) 関税同盟、自由貿易地域若しくは通貨同盟、これらに類する同盟若しくは自由貿易地域の実現を内容とする国際協定又は他の形態の地域的な経済協力

(b) 国境地域における小規模な貿易を容易にするための国際協定又は取決め

(c) 航空、漁業及び海事（海難救助を含む。）に関係する二国間及び多数国間の国際協定

3 1に規定する待遇であつて、第三の締約国の投資家又は非締約国の投資家及びそれらの投資財産に対して与えられるものには、他の国際協定に定めるいずれかの締約国と当該第三の締約国の投資家との間又はいずれかの締約国と当該非締約国の投資家との間の投資紛争の解決に関する規定により、それぞれ当該第三の締約国の投資家及びその投資財産又は当該非締約国の投資家及びその投資財産に対して与えられる待遇を含まないことが了解される。

注釈 この条の規定の適用上、「非締約国」には、関税及び貿易に関する一般協定又は世界貿易機関設立協定に定める独立の関税地域であつて、この協定の効力発生の日において世界貿易機関の加盟国であるものを含まない。

第五条 投資財産に関する一般的待遇

1 各締約国は、他の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を与える。「公正かつ衡平な待遇」及び「十分な保護及び保障」の概念は、一般的に受け入れられている国際法の規則に基づいて与えられる合理的かつ適当な水準の待遇以上の待遇を与えることを求めるものでは

ない。この協定の他の規定又は他の国際協定の違反があった旨の決定は、その決定の事実によって、この1の規定の違反があったことを証明するものではない。

2 各締約国は、他の締約国の投資家の投資財産に関して取決め又は契約の形式で書面による約束を行うこととなった場合には、当該約束を遵守する。

第六条 裁判所の裁判を受ける権利

各締約国は、自国の領域内において、投資家の権利の行使及び擁護のため全ての審級にわたり裁判所の裁判を受け、及び行政機関に対して申立てをする権利に関し、他の締約国の投資家に対し、同様の状況において自国の投資家、第三の締約国の投資家又は非締約国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第七条 特定措置の履行要求の禁止

1 世界貿易機関設立協定附属書一A貿易に関連する投資措置に関する協定の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成すものとし、この協定の下での全ての投資財産について適用される。

2 いずれの締約国も、自国の領域内において、輸出又は技術の移転についての特定措置の履行要求に關し、他の締約国の投資家の投資に対し、不当な又は差別的な措置を課してはならない。

第八条 人員の入国

各締約国は、自国の関係法令に従い、投資財産に関連する事業活動を行うことを目的として自国の領域に入国し、及び滞在する希望を有する他の締約国の自然人の入国、滞在及び居住に関する手続を円滑化するよう可能な限り努める。

第九条 知的財産権

1 (a) 各締約国は、自国の法令に従って、知的財産権を保護する。

(b) 各締約国は、知的財産権に関する透明性のある制度を確立し、及び維持するものとし、知的財産に関する既存の協議の枠組みを通じ、知的財産の分野における全締約国間の協力及び連絡を促進する。

2 この協定のいかなる規定も、知的財産権の保護に関する国際協定であって二以上の締約国が締結しているものに基づく権利を害し、及び当該国際協定に基づく義務を免れさせるものと解してはならない。

3 この協定のいかなる規定も、いずれかの締約国が、他の締約国の投資家及びその投資財産に対し、知的

財産権の保護に関する国際協定であつて、自国及び第三の締約国が締結しているもの又は自国及び非締約国が締結しているものにより、それぞれ当該第三の締約国の投資家及びその投資財産又は当該非締約国の投資家及びその投資財産に与えている待遇を与えることを義務付けるものと解してはならない。

第十条 透明性

1 各締約国は、自国の法令、行政上の手続、一般に適用される行政上及び司法上の決定並びに自国が締結している国際協定であつて、投資活動に関連し、又は影響を及ぼすものを速やかに公表し、又は公に利用可能なものとする。各締約国政府は、当該法令、行政上の手続及び一般に適用される行政上の決定について責任を有する権限のある当局の名称及び所在地を公衆が容易に利用可能なものとする。

2 各締約国は、この協定の実施及び運用に重大な影響を及ぼす自国の法令を導入し、又は変更する場合には、当該法令を公表し、又は公に利用可能なものとする時と当該法令が効力を生ずる時との間に適当な期間を置くよう努める。ただし、国家の安全保障、外国為替相場又は通貨政策に関する法令及びその公表が法執行を妨げることとなる他の法令を除く。

3 各締約国は、他の締約国の要請があつた場合には、自国が実際にとる措置又はとらうとする措置であつ

て、当該他の締約国及び当該他の締約国の投資家のこの協定に基づく利益に重大な影響を及ぼすおそれのあるものに関し、合理的な期間内に、既存の二国間の経路を通じ、当該他の締約国の個別の質問に応じ、及び当該他の締約国に情報を提供する。

4 各締約国は、自国の法令に従って、次のことを行う。

- (a) この協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制を事前に公表すること。
- (b) 投資に関する規制を設定する前に、当該規制についての公衆による意見の提出のための合理的な機会を与え、当該意見を考慮すること。

5 この条の規定は、秘密の情報の開示が次のいずれかに該当する場合には、締約国に対し、当該秘密の情報の開示を義務付けるものと解してはならない。

- (a) 法執行を妨げることとなる場合
- (b) 公共の利益に反することとなる場合
- (c) 私生活又は正当な商業上の利益を害するおそれがある場合

第十一条 収用及び補償

1 いずれの締約国も、自国の領域内にある他の締約国の投資家の投資財産の収用若しくは国有化又はこれに対する収用若しくは国有化と同等の措置（以下この協定において「収用」という。）を実施してはならない。ただし、次の全ての条件を満たす場合は、この限りでない。

- (a) 公共の目的のためのものであること。
- (b) 差別的なものでないこと。
- (c) 自国の法律及び正当な法の手続に関する国際的な基準に従って行われるものであること。
- (d) 2から4までの規定に従って行われる補償を伴うものであること。

2 補償は、収用が公表された時又は収用が行われた時のいずれか早い方の際における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならぬ。公正な市場価格には、収用が事前に公に知られることにより生じた市場価格の変化を反映させてはならない。

3 補償については、遅滞なく支払うものとし、収用の時から支払の時までの期間を考慮した商業的に妥当な利子を含めるものとする。当該補償については、実際に換価すること、自由に移転すること並びに収用の日の市場における為替相場により関係する投資家の締約国の通貨及び自由利用可能通貨に自由に交換す

ることができるものとする。

4 収用の影響を受ける投資家は、当該投資家の事案及び補償の額に関し、この条に定める原則に従って速やかな審査を受けるため、収用を行う締約国の裁判所の裁判を受け、又はその行政機関に対して申立てをする権利を有する。ただし、第十五条の規定の適用を妨げない。

第十二条 損失又は損害についての補償

1 各締約国は、武力紛争又は自国の領域内における革命、暴動、国内争乱若しくはこれらに類する事件その他の緊急事態により、自国の領域内にある投資財産に関して損失又は損害を被った他の締約国の投資家に対し、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に関し、自国の投資家、第三の締約国の投資家又は非締約国の投資家に与える待遇のうち当該他の締約国の投資家にとっていずれか有利なものよりも不利でない待遇を与える。

2 1に規定する解決方法の手段としての支払が行われる場合には、実際に換価すること、自由に移転すること並びに市場における為替相場により関係する投資家の締約国の通貨及び自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

第十三条 資金の移転

1 各締約国は、自国の領域に向けた又は自国の領域からの全ての資金の移転であつて、自国の領域内にあ
る他の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保する。
この資金の移転には、特に次のものを含める。

- (a) 投資財産を維持し、又は増大させるための当初の資金及び追加的な資金
- (b) 利益、資本利得、配当、使用料、利子、手数料その他投資財産から生ずる収益
- (c) 投資財産の全部又は一部の売却又は清算によって得られる収入
- (d) 融資の返済その他の契約に基づいて行われる支払であつて、投資財産に関連するもの
- (e) 当該各締約国の領域内にある投資財産に関連した活動に従事する当該他の締約国の従業員が得た収入
その他の報酬

(f) 前二条の規定に従つて行われる支払

(g) 第十五条の規定に基づく紛争の処理の結果として生ずる支払

2 各締約国は、1に規定する資金の移転が自由利用可能通貨により移転の日の市場における為替相場で行

われることを確保する。

3 1及び2の規定にかかわらず、締約国は、次の事項に関する自国の法律を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、1に規定する資金の移転を遅らせ、又は妨げることができる。

(a) 破産、支払不能又は債権者の権利の保護

(b) 証券、先物、オプションその他の派生商品の発行、交換又は取引

(c) 刑事犯罪

(d) 裁決手続における命令又は判決の履行の確保

(e) 通貨その他の支払手段の移転についての報告

4 この条に規定する資金の移転は、為替管理に関する各締約国の法令であつて、他の締約国の投資家による投資が行われる時点で効力を有しているものにおいて関連する手続を定めている場合には、当該手続によつて行われるものとする。当該手続には、次の事項に関する手続を含むが、これらに限らない。

(a) 海外投資

(b) 清算、所有権の移転及び登録された資本金の減少（これらから生じた資金の再投資を含む。）

- (c) 登録された対外債務（外国投資家からの借入れを含む。）の元本及び利子の返済
- (d) 国内の保証人により提供される対外債務の保証
- 5 4に規定する手続の完了に要する期間は、1に規定する投資家が、資金の移転について、必要な書類を添付した書面による申請を当該投資家の投資財産が領域内に所在する締約国の外国為替当局に提出した日から起算する。必要な承認を与えるまでの期間は、当該申請の提出から約一箇月とすべきであり、二箇月を超えてはならない。4に規定する手続は、この協定に基づく締約国の義務を回避するための手段として用いてはならない。

第十四条 代位

- 1 一の締約国又はその指定する機関が、自国の投資家に対し、他の締約国の領域内にある当該投資家の投資財産に関連する損害の填補に係る契約、保証契約又は保険契約に基づいて支払を行う場合には、当該他の締約国は、次のことを承認する。
 - (a) 当該一の締約国又はその指定する機関に対し、当該支払の前提となった当該投資家の権利又は請求権が譲渡されること。

(b) 当該一の締約国又はその指定する機関が、代位により、当該投資家の当初の権利又は請求権と内容及び範囲において同じ権利又は請求権を行使する権利を有すること。

2 一の締約国又はその指定する機関が自国の投資家に対して支払を行い、それにより当該投資家の権利を代位した場合には、当該投資家は、支払を行った当該一の締約国又はその指定する機関の同意を得ることなく、他の締約国に対し、当該権利に基づく請求を行うことができない。当該投資家は、1の規定により代位されなかった自己の権利を引き続き行使することができる。

3 1に規定する権利又は請求権の譲渡に基づき一の締約国又はその指定する機関に対して行われる支払及びこのようにして支払われた資金の移転については、前三条の規定を準用する。

第十五条 一の締約国と他の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

1 この条の規定の適用上、「投資紛争」とは、一の締約国と他の締約国の投資家との間の紛争であつて、当該投資家又は当該一の締約国の領域内にある当該投資家の投資財産について、この協定に基づく当該一の締約国の義務の申し立てられた違反により損失又は損害が生じているものをいう。

2 投資紛争は、可能な限り、当該投資紛争の当事者である投資家（以下この条において「紛争投資家」と

いう。)と当該投資紛争の当事者である締約国(以下この条において「紛争締約国」という。)との間の協議により友好的に解決する。紛争投資家は、投資紛争を3に規定する仲裁に付託する前に、書面による協議の要請を紛争締約国に提出する。この書面による要請には、次の事項を明記する。

- (a) 当該紛争投資家の名称及び住所
- (b) 違反があったとされるこの協定に基づく義務
- (c) 当該投資紛争についての事実の簡潔な要約
- (d) 当該紛争投資家が求める救済手段及び損害賠償額の概算

注釈 書面による協議の要請は、次の紛争締約国の権限のある当局に送付する。

- (a) 中華人民共和国については、商務部条約法律司
- (b) 日本国については、外務省又はそれに代わる機関
- (c) 大韓民国については、法務部国際法務課

3 投資紛争は、紛争投資家の要請に基づき次のいずれかのものに付託される。

- (a) 紛争締約国の権限のある裁判所

- (b) ICSID条約が利用可能である場合には、ICSID条約による仲裁
 - (c) ICSID追加的制度規則が利用可能である場合には、ICSID追加的制度規則による仲裁
 - (d) UNCITRAL仲裁規則による仲裁
 - (e) 紛争締約国と合意する場合には、他の仲裁規則による仲裁
- ただし、(b)から(e)までの規定の適用上、次の要件が満たされることを条件とする。
- (i) 2に規定する書面による協議の要請が紛争締約国に提出された日から四箇月以内に当該協議により当該投資紛争を解決することができないこと。
 - (ii) 7に規定する行政上の審査手続を要求された場合には、当該審査手続に関する要件が満たされていること。

注釈 (a)の規定の適用上、この3の規定は、行政裁判所又は行政機関が前審として審判することとされている場合には、その前審としての審判を妨げるものと解してはならない。

4 各締約国は、紛争投資家が、投資紛争をこの条の規定に従って3に規定する仲裁に付託することに同意する。

5 紛争投資家が投資紛争を紛争締約国の権限のある裁判所又は3に規定するいずれかの仲裁に付託した場合には、当該紛争投資家によるその選択は、最終的なものとし、当該紛争投資家は、その後は3に規定する他の仲裁に同一の投資紛争を付託することができない。

6 3及び4の規定にかかわらず、3に規定する仲裁への請求の付託は、紛争投資家が、1に規定する違反を構成するとされる紛争締約国の措置に関し、当該紛争締約国の権限のある裁判所において手続を開始する権利を放棄する旨の書面を当該紛争締約国に提出する場合を除くほか、行うことができない。

7 紛争投資家が2の規定に基づき書面による協議の要請を紛争締約国に提出した場合には、当該紛争締約国は、当該紛争投資家に対し、3に規定する仲裁への付託に先立ち自国の法令に定める行政上の審査手続を経るよう、遅滞なく要求することができる。

当該審査手続は、当該審査手続の申立てがあった日から四箇月を超えて継続してはならない。当該審査手続が四箇月の期間の満了までに完了しない場合には、当該審査手続は、終了したものと同みなされ、紛争投資家は、投資紛争を3に規定する仲裁に付託することができる。紛争投資家は、3に規定する四箇月の協議の期間が経過するまでは、当該審査手続の申立てをすることができる。

注釈 この7に規定する行政上の審査手続におけるいかなる決定も、紛争投資家が投資紛争を3に規定する仲裁に付託することを妨げるものではないことが了解される。

8 適用される仲裁規則は、この条の規定によって修正する部分を除くほか、3に規定する仲裁を規律する。

9 3の規定により設置される仲裁裁判所（以下この条において「仲裁裁判所」という。）が下す裁定には、次の事項を含める。

- (a) 紛争締約国が、紛争投資家及びその投資財産に関し、この協定に基づく義務に違反したか否かに関する認定
- (b) 紛争投資家の損失又は損害がこの協定に基づく義務の違反によるものである場合には、次の(i)又は(ii)に規定する救済措置のいずれか一方又は双方
 - (i) 損害賠償及び適当な利子
 - (ii) 原状回復。この場合の裁定においては、紛争締約国が原状回復に代えて損害賠償及び適当な利子を支払うことができることを定めるものとする。

10 仲裁裁判所の裁定は、最終的なものであり、かつ、投資紛争の両当事者を拘束する。当該裁定は、その領域内で執行が求められている国における有効な裁定の執行に関する関係法令に従って執行される。

11 3の規定にかかわらず、3に規定する仲裁への請求の付託は、紛争投資家が1に規定する損失又は損害を被ったことを最初に知った日又は知るべきであった最初の日のいずれか早い方の日から三年が経過した場合には、行うことができない。

12 3 (a)を除く。)及び4の規定は、次の事項に関する投資紛争については、適用しない。

(a) 第九条1(b)に規定する締約国の義務

(b) 第二十条の規定が規律する締約国の措置

第十六条 特別な手続及び情報の要求

1 第三条のいかなる規定も、一の締約国が、自国の領域内における他の締約国の投資家の投資活動に関連して特別な手続（例えば、投資財産が当該一の締約国の法令に基づき設立されなければならないとの要件に従うこと）を定める措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならない。ただし、当該手続が、この協定に適合するものであること並びに当該一の締約国がこの協定に従って当該他の締約国の

投資家及びその投資財産に与える保護を実質的に害するものでないことを条件とする。

2 第三条及び第四条の規定にかかわらず、一の締約国は、自国の領域内において、他の締約国の投資家に対し、専ら参考情報として入手すること又は統計を収集することを目的として、当該投資家の投資財産に関する情報を提供することを求めることができる。当該一の締約国は、当該情報であつて秘密のものについては、当該他の締約国の投資家又はその投資財産の競争上の立場を害することとなるいかなる開示からも保護する。この2の規定は、一の締約国が自国の法律の衡平かつ誠実な適用に関連して他の方法により情報を入手し、又は開示することを妨げるものと解してはならない。

第十七条 締約国間の紛争の解決

1 いずれの締約国も、この協定の解釈又は適用に関する紛争を解決するため、書面により、他の締約国との協議を要請することができる。要請を行う締約国（以下この条において「申立国」という。）は、要請の際に、第三の締約国に対して当該要請の写しを送付する。第三の締約国は、自国が当該紛争について実質的な利害関係を有すると認める場合には、協議に参加することができる。

2 (a) 1の規定に基づく要請が受領された日の後六箇月以内に1に規定する協議により紛争が満足に解決さ

れない場合には、申立国及び当該要請を受けた締約国（以下この条において「両紛争当事国」と総称する。）のいずれかは、他方の紛争当事国に対する書面による要請に基づき、当該紛争を仲裁裁判所に付託することができる。

(b) 紛争を(a)に規定する仲裁裁判所に付託する紛争当事国は、(a)の規定に基づく仲裁の要請の写しを第三の締約国に送付する。

(c) 第三の締約国は、両紛争当事国に対して書面による通報を行った場合には、(a)に規定する仲裁裁判所に対し、この協定の解釈に関する問題につき意見を提出することができる。

(d) 第三の締約国は、紛争について実質的な利害関係を有すると認める場合には、両紛争当事国及び(a)に規定する仲裁裁判所に対して書面により参加の意図を通報した上で、両紛争当事国のいずれか一方の側に参加することにより、仲裁手続に参加することができる。この書面による通報は、可能な限り速やかに、いかなる場合にも(b)の規定による要請の写しの送付の日の後七日以内に、両紛争当事国に送付する。

3 この条に別段の定めがある場合又は両紛争当事国の別段の合意がある場合を除くほか、仲裁裁判所の手

続については、UNCITRAL仲裁規則を準用する。ただし、両紛争当事国は、準用されるUNCITRAL仲裁規則を修正することができるものとし、4の規定に従って任命された仲裁人は、いずれの紛争当事国も異議がないときは、準用されるUNCITRAL仲裁規則を修正することができる。仲裁裁判所は、自己の規則及び手続を定めることができる。

4 2(a)に規定する要請の受領の日から六十日以内に、各紛争当事国は、各一人の仲裁人を任命する。このようにして任命された二人の仲裁人は、両紛争当事国と協議の上、仲裁裁判長となる者として第三の仲裁人（非締約国の国民でなければならない。）を選定する。仲裁裁判所の仲裁人の任命に関する他の事項については、三人の仲裁委員で構成される仲裁委員会の仲裁委員の任命に適用されるUNCITRAL仲裁規則を準用する。この場合において、UNCITRAL仲裁規則中の任命権者は、国際司法裁判所長とする。国際司法裁判所長がいずれかの締約国の国民である場合又はこの任務を遂行することができない場合には、国際司法裁判所次長がいずれかの締約国の国民である場合又はこの任務を遂行することができない場合には、国際司法裁判所次長がいずれかの締約国の国民である場合又はこの任務を遂行することができない場合には、国際司法裁判所の裁判官のうち国際司法裁判所次長に次ぐ席次の者であつて、いずれの締約国の国民でもないものに対し当該任命を行う

よう要請する。

5 両紛争当事国が別段の合意をする場合を除くほか、第三の仲裁人の選定の日から百八十日以内に全ての文書の提出が行われ、かつ、全ての弁論が終了しなければならない。仲裁裁判所は、この協定及び両紛争当事国に適用可能な国際法の規則に基づき、最後の文書の提出の日又は弁論の終結の日のうちいずれか遅い方の日から六十日以内に裁定を行う。当該裁定は、最終的なものであり、かつ、両紛争当事国を拘束する。

6 第三の締約国は、2(d)の規定に従って仲裁手続に参加しない場合には、両紛争当事国及び仲裁裁判所に対し書面による通報を送付した上で、全ての弁論に出席し、仲裁裁判所に対して書面で意見を提出し、及び口頭で意見を陳述し、並びに両紛争当事国から仲裁裁判所に対して提出された文書の写しを受領することができるとができる。

7 両紛争当事国が別段の合意をする場合を除くほか、仲裁裁判長その他の仲裁人に係る費用及び仲裁手続に係る他の費用は、両紛争当事国が均等に負担する。

第十八条 安全保障のための例外

1 この協定の他の規定（第十二条の規定を除く。）にかかわらず、各締約国は、次の措置をとることができる。

(a) 自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次の措置

(i) 戦時、武力紛争の時その他の自国内又は国際関係における緊急時にとる措置

(ii) 兵器の不拡散に係る国内政策又は国際協定の実施に関連してとる措置

(b) 国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく自国の義務に従ってとる措置

2 各締約国は、この協定（第十二条の規定を除く。）に基づく義務に適合しない措置を1の規定によりとる場合であっても、当該義務を回避するための手段として当該措置を用いてはならない。

第十九条 一時的なセーフガード措置

1 いずれの締約国も、次のいずれかの場合には、第三条の規定に基づく義務であつて国境を越える資本取引に係るもの及び第十三条の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができる。

(a) 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれがある場合

(b) 例外的な状況において、資金の移転が経済全般の運営、特に通貨及び外国為替に係る政策に重大な困

難をもたらし、又はもたらすおそれがある状況にある場合

2 1に規定する措置は、次の全ての要件を満たすものとする。

(a) 当該措置をとる締約国が国際通貨基金協定を締結している限りにおいて、同協定に適合するものであること。

(b) 1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。

(c) 一時的なものであり、かつ、事情が許す限り速やかに廃止されるものであること。

(d) 他の締約国に対し、適切な方法で速やかに通報されるものであること。

(e) 他の締約国に対し第三の締約国及び非締約国と同等の待遇を与えることを確保するものであること。

(f) 他の締約国の商業上、経済上又は金融上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるよう努めつつ採用され、又は維持されるものであること。

3 この協定のいかなる規定も、国際通貨基金協定に基づく締約国の権利及び義務を変更するものではない。

第二十条 信用秩序の維持のための措置

- 1 この協定の他の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための金融サービスに関連する措置（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービスを提供する企業が負う者を保護し、又は金融体系の健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）をとることを妨げられない。
- 2 1に規定する措置は、この協定に適合しない場合には、この協定に基づく締約国の義務を回避するため
の手段として用いてはならない。

第二十一条 租税

- 1 この協定のいかなる規定も、3から5までに規定する条項を除くほか、租税に係る課税措置については、適用しない。
- 2 この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定と当該租税条約とが抵触する場合には、抵触する限りにおいて、当該租税条約が優先する。
注釈 租税に関する問題を解決するに当たり、当該問題について関係する租税条約が適用されるか否かについては、当該租税条約について権限を有する各締約国の当局が決定する。
- 3 第十一条の規定は、租税に係る課税措置について適用する。

4 第十五条の規定は、租税に係る課税措置に関する紛争のうち、3に規定する条項に係るものについて適用する。

5 (a) 租税に係る課税措置が収用に当たらないことが(b)の規定に従って決定された場合には、いずれの投資家も、第十一条の規定を第十五条3に規定する仲裁への投資紛争の付託の根拠として援用することができない。

(b) 紛争の当事者である投資家は、第十五条2の規定に基づき書面による協議の要請を紛争の当事者である締約国に提出した時は、(a)に規定する課税措置が収用に当たるか否かを決定するために、当該投資家の締約国及び当該紛争の当事者である締約国の権限のある当局に事案を送付する。両締約国の権限のある当局が当該事案を検討しない場合又は検討したが、当該要請が当該紛争の当事者である締約国に提出された日から六箇月以内に当該課税措置が収用に当たらないことを決定しない場合には、当該投資家は、当該事案を同条3に規定する仲裁に付託することができる。

(c) (b)の規定の適用上、「権限のある当局」とは、

(i) 中華人民共和国については、財政部及び国家税務総局又は権限を与えられたそれらの代理者をい

う。

(ii) 日本国については、財務大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。財務大臣又は権限を与えられたその代理者は、外務大臣又は権限を与えられたその代理者と協議の上、事案を検討する。

(iii) 大韓民国については、企画財政部税制室長又は権限を与えられたその代理者をいう。

第二十二条 利益の否認

1 一の締約国は、他の締約国の投資家であつて当該他の締約国の企業であるものが非締約国の投資家によつて所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当するときは、当該他の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

(a) 当該一の締約国が当該非締約国と正常な経済関係を有していない場合

(b) 当該一の締約国が、当該非締約国に関する措置であつて、当該企業との取引を禁止するもの又は当該企業若しくはその投資財産に対してこの協定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを採用し、又は維持する場合

2 一の締約国は、他の締約国の投資家であつて当該他の締約国の企業であるものが非締約国の投資家又は

自国の投資家によって所有され、又は支配されており、かつ、当該企業が当該他の締約国の領域内において実質的な事業活動を行っていないときは、当該他の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

注釈 この条の規定の適用上、「非締約国」には、関税及び貿易に関する一般協定又は世界貿易機関設立協定に定める独立の関税地域であつて、この協定の効力発生の日において世界貿易機関の加盟国であるものを含まない。

第二十三条 環境に関する措置

各締約国は、環境に関する措置の緩和を通じて他の締約国の投資家による投資を奨励することが適当でないことを認める。各締約国は、自国の領域内における投資財産の設立、取得又は拡張を奨励する手段として環境に関する措置の適用の免除その他の逸脱措置を行うべきではない。

第二十四条 合同委員会

1 全締約国は、この協定の目的を達成するため、次のことを任務とする合同委員会（以下この条において「委員会」という。）を設置する。

(a) この協定の実施及び運用について討議し、及び見直しを行うこと。

(b) 投資に関連するその他の事項であつてこの協定に係るもの（第三条2及び3に規定する適合しない現行の措置の範囲を含む。）について討議すること。

2 委員会は、必要に応じ、この協定の機能を強化し、又はこの協定の目的を達成するため、全締約国に対し適当な勧告を行うことを決定することができる。

3 委員会は、全締約国の政府の代表者から成るものとし、全締約国の政府以外の関係団体の代表者であつて、討議する問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することを決定することができる。委員会は、必要に応じ、自己の運営の方式を決定する。

4 委員会の決定は、コンセンサス方式により行われる。

5 全締約国が別段の決定を行う場合を除くほか、委員会は、毎年一回開催する。

第二十五条 他の協定との関係

この協定のいかなる規定も、二の締約国間の投資に関する二国間協定であつてこの協定の効力発生の日存在するものが効力を有する限り、当該二国間協定に基づく締約国の権利及び義務（他の締約国の投資家に

与えられる待遇に関するものを含む。)に影響を及ぼすものではない。

注釈 この協定のいかなる規定も、一の締約国の投資家と他の締約国との間に問題が生じた場合において、当該投資家がこの協定よりも有利であると認めるこれらの締約国間の投資に関する二国間協定に依拠することを妨げるものと解してはならないことが確認される。

第二十六条 見出し

この協定中の条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第二十七条 最終規定

1 全締約国政府は、この協定の効力発生のために必要とされる国内手続の完了を外交上の経路を通じて相互に通告する。この協定は、それらの通告が受領された日のうち最も遅い日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 この協定は、この協定の効力発生の後十年の期間効力を有するものとし、その後は、5及び6に規定する場合を除くほか、引き続き効力を有する。この協定は、一の締約国の投資家の投資財産であって、この

協定の効力発生の前に他の締約国の領域内において当該他の締約国の関係法令に従って取得されたものについても適用する。

3 全締約国は、別段の合意をする場合を除くほか、投資を更に促進し、及び全締約国において一層開かれた投資環境を作り出すため、この協定の一般的な見直し並びにこの協定の実施及び運用についての見直しを、この協定の効力発生の後三年ごとに又はいずれかの締約国の要請により行う。

4 全締約国は、いずれかの締約国の要請があつた場合には、この協定を改正するため、適当な経路を通じて交渉を行う。この協定は、全締約国間の合意により改正することができる。その改正は、全締約国によりそれぞれの国内法上の手続に従って受諾され、全締約国が合意した日に効力を生ずる。当該改正は、その効力を生ずるまでの間においては、この協定に定める全締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

5 いずれの締約国も、一年前に他の締約国に対して書面による通告を行うことにより、最初の十年の期間の終わりに又はその後いつでもこの協定から脱退することができる。一の締約国が脱退した場合には、この協定は、他の締約国について引き続き効力を有する。この協定からの脱退の日の前に取得された投資財

産に関しては、この協定の規定は、脱退した締約国について、脱退の日から更に十年の期間引き続き効力を有する。

6 この協定は、5に規定する他の締約国のいずれかが5の規定に基づいて脱退した場合に終了する。この協定の終了の日の前に取得された投資財産に関しては、この協定の規定は、当該他の締約国について、この協定の終了の日から更に十年の期間引き続き効力を有する。

7 この協定は、この協定の効力発生の前に生じた事態に起因する請求又はこの協定の効力発生の前に既に解決されている請求については、適用しない。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十二年五月十三日に北京で、英語により本書三通を作成した。

日本国政府のために

山口 壯

枝野幸男

大韓民国政府のために

朴泰鎬

中華人民共和国政府のために

陳徳銘

議定書

投資の促進、円滑化及び保護に関する日本国政府、大韓民国政府及び中華人民共和国政府の間の協定（以下「協定」という。）に署名するに当たり、下名は、協定の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

1 協定第四条1の規定は、土地の取得に関する事項については適用しない。

2 (a) 全締約国は、協定第十一条1の規定が次の二の事態を取り扱っているとの理解を共有していることを確認する。

(i) 第一の事態は、直接的な収用である。直接的な収用とは、投資財産が正式な権原の移転又は明白な差押えを通じて国有化され、又はその他の方法により直接的に収用される場合をいう。

(ii) 第二の事態は、間接的な収用である。間接的な収用とは、締約国による一又は一連の措置が正式な権原の移転又は明白な差押えなしに直接的な収用と同等の効果を有する場合をいう。

(b) 締約国による一又は一連の措置が特定の事実関係において間接的な収用を構成するか否かを決定するに当たっては、特に次の事項を考慮し、事案ごとに、事実に基づいて調査することが要求される。

- (i) 当該一又は一連の措置の経済的な影響（ただし、当該措置が投資財産の経済的価値に悪影響を及ぼすという事実のみをもって間接的な収用が行われたことが確定するものではない。）
- (ii) 当該一又は一連の措置が投資財産から生ずる明確かつ合理的な期待を害する程度
- (iii) 当該一又は一連の措置の性質及び目的（当該措置がその目的と均衡がとれたものであるか否かを含む。）
- (c) 締約国による一又は一連の措置がその目的に照らして著しく厳しい場合又は著しく均衡を失する場合等極めて限られた場合を除くほか、正当な公共の福祉の目的のために締約国がとる無差別的な規制措置は、間接的な収用を構成しない。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千十二年五月十三日に北京で、英語により本書三通を作成した。

日本国政府のために

山口 壯

枝野幸男

大韓民国政府のために

朴泰鎬

中華人民共和国政府のために

陳徳銘